

秋田市告示第264号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月21日

秋田市長 沼 谷 純

指定緊急避難場所

名称	下浜羽川遊園地
所在地	秋田市下浜羽川字二十町41番地2
対象	洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数	480人